

## マイナンバーの通知カードが 廃止になりました！

法律の改正により、マイナンバー(個人番号)をお知らせするために郵送された通知カードが、5月25日で廃止となりました。



### 【廃止後の通知カードの取り扱い】

廃止後は、通知カードに関する次の手続きができなくなりました。

- ・通知カードの新規交付および再交付
- ・通知カードの住所、氏名などの記載事項の変更

### 【廃止後のマイナンバー確認方法】

マイナンバーが分からなくなってしまった場合は、次の方法で確認することができます。

- ・マイナンバーカードの交付申請を行い、カードを取得する。申請から取得まで約1カ月程度時間がかかります。
- ・マイナンバー入りの住民票などを取得する。

### 【廃止後のマイナンバーの通知方法】

出生や海外からの転入により、マイナンバーを初めて付番される方には、通知カードに代わり「個人番号通知書」が郵送されます。マイナンバーカードを申請される場合は、同封されている「マイナンバーカード交付申請書」を郵送する方法と、スマートフォンやパソコンからオンライン申請をする方法があります。ご自身にあった方法で申請してください。

なお今後もマイナンバーカードを交付する際に通知カードを返却していただきますので、紛失しないようにご注意ください。

この機会にマイナンバーカードを取得してみたいかがでしょうか。

町民生活課 ☎72-6933

## 地域包括支援センターからのお知らせ ～最後まで住み慣れた地域で安心の生活～

介護保険サービスでは日常生活の自立を助け、住み慣れた自宅で暮らし続けていくために福祉用具を借りることができます。

### 〈福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)〉

#### 【介護保険で貸与の対象となる福祉用具】

#### ○要支援1・2、要介護1～5

- ◇手すり
- ◇スロープ
- ◇歩行器
- ◇歩行補助つえ
- ◇尿のみを吸引する  
自動排泄処理装置

#### ○要介護2～5

- ◇車いす、付属品
- ◇床ずれ防止用具
- ◇特殊寝台、付属品
- ◇体位交換機
- ◇認知症老人徘徊感知器
- ◇移動用リフト(つり具部分を除く)

#### ○要介護4～5

#### ◇自動排泄処理装置

※担当のケアマネージャーもしくは地域包括支援センターにご相談ください。

※月々の利用限度額の範囲内で実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。



小野町地域包括支援センター ☎72-2128